

京都市美観風致審議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第99号

京都市美観風致審議会条例施行規則の一部を改正する規則

京都市美観風致審議会条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 景観重要建造物・樹木専門小委員会

附 則

この規則は、平成17年12月27日から施行する。

(都市計画局都市景観部都市景観課)